

第25期宝塚市農業委員会

令和6年第3回議事録

(2024年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和6年3月19日

(2024年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和6年第3回議事録

1. 日 時 令和6年(2024年)3月19日(火)14時00分～15時00分

2. 場 所 3-3会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、6番林五郎、7番阪上照一、
8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

5番逢坂洋子

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡村美佑

10. 議 題

1 議案第22号 農用地利用集積計画決定の件

2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

3 議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件

1 報告第25号 農業の用に供した旨の証明の件

令和6年第3回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和6年3月19日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期宝塚市農業委員令和6年第3回総会を開催いたします。本日は逢坂委員が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第3回総会は成立しております。本日の議事録署名人は、7番の阪上照一委員と8番の古野委員にお願いします。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 何か意見、質問等がありますか。特にないようですので、議案審議に移りたいと思います。議案第22号 農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第22号 農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。貸主は（住所）、（氏名）さん。借主は（住所）、（氏名）さん。届出地は下佐曽利字（地番）と（地番）。地目は両方田、地積は585㎡と242㎡。利用権の種類は使用貸借権、期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日の10年間です。

○林会長 説明は終わりました。確認委員の意見をお伺いします。小中委員。

○小中委員 はい。現場をよく案内していただいて、現地を調査させてもらったんですが、使用貸借をされることについて問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で本件に対しまして、何か意見、質問等がありますか。特にないようですので、採決したいと思います。農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。次に、議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。譲受人は（住所）、（氏名）。譲渡人は（住所）、（氏名）さん。申請地は大原野字（地番）、地目は田、地積は296㎡、譲受人の耕作面積につきましては今現在2,130㎡を所有。権利の種類は所有権。調査書を説明いたします。第2項第1号全部効率利用につきましては、譲受人は既に申請地以外で営農しています。所有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクター1台、草刈り機2台、軽トラック1台所有しています。第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人につきましては、農地所有適格法人であるため、該当しません。第2項第3号信託も適用なしです。第2項第4号農作業従事委託につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数

について、農作業に従事するものと見込まれます。農業従事日数は年間250日間。第2項第5号転貸については、転貸には当たりません。

第2項第6号地域調和につきましては、申請地は青パパイヤを生産・販売します。譲受人は、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、3月7日事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進委員1名が譲受人立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しました。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。確認委員の意見をお伺いします。船岡委員。

○船岡委員 特に問題はないかと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か本件に対しまして、意見、質問等はございますか。

○小中委員 参考までに伺います。

○林会長 はい。

○小中委員 青パパイヤの栽培は、実際にあんまりつくりはったことないかなと思うんですけど、この会社のほうでは、ほかでこういうようなものをつくってはるんですか。

○林会長 事務局。先日の3条も青パパイヤやね。

○事務局 はい。

○小中委員 店の中で、そういうやつをやってはるの。

○事務局 (氏名)さんが、もともと(住所)で青パパイヤを栽培されており、向こうを引き払って、宝塚市に移転されるということなので、栽培の実績自体はお持ちです。

○小中委員 あるわけね。またもっと実際にも拡大しはる可能性もあるということやね。

○事務局 将来的には。

○小中委員 どんどん活性化してもらったらありがたいと思いますね。

○林会長 青パパイヤってどんなもんですか。

○事務局 いわゆるフルーツとは少し違うんですよね。

○小中委員 野菜か。

○林会長 ほかに何か意見、質問はございますか。ないようでしたら、採決したいと思います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので許可することといたします。次に、議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願がありましたので、御審議願います。申請者は(住所)、(氏名)さん。申請地は小林(地番)、地目は田、地積は383㎡、耕作者は(氏名)さん、証明する従事者も同様です。申請理由は(個人情報)。その他の生産緑地につきましては、申請人が営農予定です。

○林会長 説明は終わりました。地区の農業委員の意見をお伺いします。平塚委員。

○平塚委員 実際、問題なく耕作されというのを確認しましたので、問題ないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員、推進委員で本件に対しまして、何か意見、質問はございますか。特にないようですので、採決したいと思います。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明することといたします。続いて、報告事項に移ります。農業の用に供した旨の証明願を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 報告第25号 農業の用に供した旨の証明書(貸付都市農地等)。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける認定都市農地貸付農地について、農業の用に供していることを証明したので、報告します。申請人は(住所)、(氏名)さん。耕作面積は1,062㎡。納税猶予農地は山本丸橋(地番)の1筆。証明年月日は令和6年2月9日。令和5年2月1日から令和6年1月31日まで当該生産緑地について、都市農地貸付ということで(氏名)さんが借りていました。貸付延長をせず、都市農地使用貸借が1月31日に終了したため、所有者の(氏名)さんが、もう一度この農地について営農を再開するという証明になります。

○林会長 説明は終わりました。地区農業委員の意見をお伺いします。阪上照一委員。

○阪上照一委員 特に問題はないかと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か意見、質問はございますか。特にないようですので。以上で本日の議案3件、報告1件について審議等は終了いたします。これをもちまして、令和6年第3回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載、相違ないことを認証する

6 番 (会長) 林 五郎

7 番 阪上 照一

8 番 古野 弘之